



厚生労働省

広島労働局

Press Release

厚生労働省
広島労働局発表
平成 29 年 9 月 2 8 日

担
当

広島労働局労働基準部監督課
監督課長 高津祥実
特別監督官 大村 誠
電話 082-221-9242

外国人技能実習生雇用事業場の平成 28 年監督指導結果

～労働基準関係法令違反が認められたのは 71.7%～

広島労働局（局長 川口 達三）は、管内 8 労働基準監督署が、県内で外国人技能実習生を雇用する事業場を、平成 28 年 1 月～12 月に監督指導（臨検調査等）した結果を取りまとめましたので、公表します（別紙参照）。

外国人技能実習制度は、外国人が企業などでの実習を通じて技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害を防止する措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が、依然として存在しています。

【平成 28 年監督指導結果の概要】

- 1 監督対象 403 事業場の 71.7%※（289 事業場）に、何らかの労働関係法令違反が確認されました。
※ 全国平均 70.6%
- 2 主な違反の内容は、安全衛生基準に係る措置義務のほか、労働時間に関するもの、割増賃金の不払いや労働条件の明示（雇入時）などです。
- 3 業種別では、輸送用機械製造業と金属製品製造業は安全基準、労働時間に係る違反が多く確認され、食料品製造業は、労働時間、就業規則に係る違反が多く確認されました。

広島労働局と各労働基準監督署では、監督指導や集団指導の実施等により、関係法令の周知と法違反の是正指導に努めるとともに、重大悪質な法令違反を送検するなど、引き続き厳正に対応します。

1 外国人技能実習生雇用事業場に対する監督指導結果（過去5年間）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
監督指導事業場数	239	250	251	376	403
違反事業場数	202	205	186	280	289
違反率（％）	84.5%	82.0%	74.1%	74.5%	71.7%
全国違反率（％）	79.1%	79.6%	76.0%	71.4%	70.6%

（注）違反事業場数には、外国人技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれている。

2 違反の内訳（平成 28 年）

（1）主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数（違反率）	
安全基準※ ¹	92（22.8%）	
労働時間（労基法第32条）	78（19.4%）	
衛生基準※ ²	60（14.9%）	
割増賃金の支払（労基法第37条）	40（9.9%）	
労働条件の明示（労基法第15条）	37（9.2%）	
健康診断（安衛法第66条）	31（7.7%）	
就業規則（労基法第89条）	29（7.2%）	
法令等の周知義務（労基法第106条）	28（6.9%）	
賃金の支払（労基法第24条）	27（6.7%）	
賃金台帳（労基法第108条）	12（3.0%）	
寄宿舎関係（労基法第96条）	安全基準	33（8.2%）
	衛生基準	4（1.0%）
最低賃金の支払（最低賃金法第4条）	6（1.5%）	

※1 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※2 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

（2）主要業種別の違反状況

業 種	違反事項（違反率）
輸送用機械製造業(157社)	安全基準(28.7%) 労働時間(15.9%) 衛生基準(14.0%)
金属製品製造業(49社)	安全基準(26.5%) 労働時間(26.5%) 衛生基準(24.5%)
食料品製造業(36社)	労働時間(30.6%) 就業規則(19.4%) 労働条件の明示(16.7%) 割増賃金(16.7%)

3 違反例

- (1) 賃金に関する控除協定なく、住宅費を各月の賃金から控除し、賃金を全額支払っていなかったもの。(賃金の支払)
- (2) 36協定の特別条項による月の時間外労働の限度時間は78時間であるが、技能実習生に最大129時間の時間外労働を行わせていたもの。(労働時間)
- (3) 広島県最低賃金が適用される技能実習生に対し、当該最低賃金(当時は769円)を下回る時間額750円を支払っていたもの。(最低賃金の支払)
- (4) 技能実習生が行う塗装前の研磨作業(ショットブラスト作業)について、粉じん作業に該当するが、粉じん特別教育が行われていなかったもの。(安全衛生教育)
また、当該作業場所付近の深さ2メートル以上のピットについて、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるが、手すりの設置等墜落防止の措置を講じていなかったもの。(安全基準)
- (5) 木材加工用丸のこ盤による作業を技能実習生に行わせるに当たり、歯の接触予防措置を設置していなかったもの。(安全基準)
- (6) 技能実習生を寄宿させている事業附属寄宿舎の寝室について、窓が室面積の7分の1以上の採光面積を有していなかったもの。(寄宿舎関係 衛生基準)
また、火災その他非常の場合に居住者にこれを速やかに知らせるために必要な設備を設けていなかったもの。(寄宿舎関係 安全基準)

4 監督指導事例

事例 1 (衣服その他の 繊維製品製 造業)

- 1 技能実習生 6 名を使用する事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 技能実習生に対して、最高87時間の時間外・休日労働が認められ、36協定の限度時間を超えていたため、指導を実施した。36協定に特別条項は付いていなかった。
- 3 技能実習生に対する時間外・休日労働について、月30時間又は月32時間までしか割増賃金支給対象とされていなかったため、指導を実施した。また、技能実習生の平日の時間外労働について、タイムカードと別管理としており、適正に労働時間管理を行っていなかったため、指導を実施した。

立入調査により把握した事実と労基署の指導

- 1 労働時間の記録の確認を行ったところ、技能実習生に最高87時間の時間外・休日労働が認められ、36協定の限度時間を超えていることが判明した。
36協定は特別条項が付いていないものであった。
- 2 技能実習生に対する時間外・休日労働について、法定の割増賃金を支払う時間を月30時間又は32時間までとしており、それを超えた時間については割増賃金の支給対象とされず定額の350円で支払われていた。
よって、法定時間外労働に対する割増賃金の不払が生じていた。

労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
 - ②時間外・休日労働の時間単価が350円であることから、時間外・休日労働に対する割増賃金を法定の割増率（時間外は25%、休日は35%）以上で計算して支払うよう是正勧告（違反条文 労働基準法第37条）。
- 3 また、本事業場はタイムカードにより労働時間管理を行っているが、技能実習生の平日の所定終業時刻（午後5時）以降の就労のみタイムカードとは別に管理されていた。

労働基準監督署の対応

技能実習生の平日の午後5時以降の就労についても、タイムカードを使用して、労働時間の把握を適正に行うよう指導文書で指導。

事例2 (水産食料品 製造業)

- 1 技能実習生7名を使用する事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働時間の記録を確認したところ、技能実習生の時間外・休日労働時間は常態として月80時間を超えており、最長労働者は技能実習生の月128.5時間であった（事業場全体としても最長）。
技能実習生に対して、36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数（年6回）を上回る時間外労働が認められたことから、指導を実施した。
- 3 また、事業場全体として、時間外・休日労働が月80時間超の労働者が8名、月100時間超の労働者が3名認められたことから、労働時間の短縮を指導した。

立入調査により把握した事実と労基署の指導

- 1 労働時間の記録を確認したところ、技能実習生に対して月80時間を超える時間外・休日労働が常態化しており、36協定の特別条項で定めた限度時間（月45時間）を超えることのできる回数（年6回）を上回っていたことが判明した。技能実習生の時間外労働・休日労働の最大値は128.5時間で、事業場全体としても最高であった。

労働基準監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②36協定の不適切な運用について原因を分析し、適切な運用を図るための具体的な再発防止対策を検討するよう指導

- 2 また、事業場の労働者35人中、時間外・休日労働が月80時間超の労働者が8名、月100時間超の労働者が3名認められた（技能実習生を含む）。

労働基準監督署の対応

時間外・休日労働の月80時間以内への削減（併せて月45時間以内への削減）について専用指導文書により指導



36協定の特別条項における「特別の事情」

特別条項付き協定を結べば、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」で定める限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。ただし、特別条項を適用する際の「特別の事情」は臨時的なものに限られ、また、**限度時間を超えることのできる回数も全体として1年の半分を超えない**よう定めなければなりません。36協定の**特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数を超えた場合には、労働基準法違反**となります。

事例3
(衣類その他の
繊維製品製
造業)

- 1 技能実習生9名を使用する事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 事業場敷地内に技能実習生全員が寄宿する木造2階建の事業附属寄宿舎が認められたため、併せて、立入調査を行った。
- 3 事業附属寄宿舎の立入調査の結果、必要な警報設備の未設置、寝室の入居者氏名の未掲示等の違反が認められたことから、指導を実施した。

立入調査において把握した事実と労基署の指導

事業附属寄宿舎の立入調査を行ったところ、以下の事実が判明した。

- 1 寄宿舎の設置等の届出、寄宿舎規則の届出を所轄労働基準監督署長宛に行っていなかった。
- 2 火災その他非常の場合に居住者にこれを速やかに知らせるために必要な警報設備が設置されていないかった。
- 3 寝室に居住する者の氏名を入口に掲示していなかった。



労働基準監督署の対応

- ①上記1について、労働基準法第95条（事業附属寄宿舎規程第1条の2）、労働基準法第96条の2（事業附属寄宿舎規程第3条の2）違反で是正勧告した。
- ②上記2について、労働基準法第96条（事業附属寄宿舎規程第13条の2）違反で是正勧告した。
- ③上記3について、労働基準法第96条（事業附属寄宿舎規程第23条）違反で是正勧告した。